

評価項目一覧 - 遵守確認事項 -			
大項目	中項目	内容説明	遵守確認
0 遵守確認事項			
	0.1.	事前の資料閲覧等について	「別添3 既存資産閲覧等要領」に必要事項を記載の上、必要があれば資料閲覧等を行うことができる。なお、資料閲覧等で提供した資料等は閲覧期限が過ぎた後に削除証跡等を提出すること。
	0.2.		
	0.3.		
	0.4.		
	0.5.		

評価項目一覧～提案要求事項～														
提案書の目次		評価 区分	得点配分				評価の観点						提案書 ページ番号	
			合計	基礎 点	加 点	減 点	基礎点	加点	減点					
提案要求事項														
1. 事業の実施方針等														
1.1	事業実施の基本方針、業務内容等	必須	21	1	20		・仕様書に記載の目的との整合性がとれているか。 ・仕様書に記載の内容について全て提案されているか。 ・偏った内容になっていないか。	・仕様書に示した内容以外の独自の提案がされているか。 ・実施内容に創意工夫がみられるか。						
1.2	事業実施方法	必須	31	1	30		・実施内容と整合性がとれているか。 ・実施方法は明確であり、妥当なものであるか。	・成果を高めるための創意工夫がみられるか。 ・効率的・効果的な提案がされているか						
1.3	事業実施計画	必須	51	1	50		・日程等に無理がなく、実現性はあるか。	・日程、手順等が効率的であるか。						
1.4	作業の範囲	必須	2	2	－		・本調達の作業範囲について、理解している旨が明記されている。 ・「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」に準拠して実施する旨が明記されている。							
1.5	作業内容の詳細	必須	121	1	120		以下の各業務全ての業務内容について理解し、具体的な作業の進め方がそれぞれ示されているか。 ・本調達の(ア)～(キ)の各作業項目について、理解している旨が明記されている。 (ア)設計・開発管理 (イ)最適なプラットフォーム選定 (ウ)業務アプリケーション開発 (エ)環境設計・構築 (オ)新技術の導入及び利活用の提案							
							うち	22	-	(ア)設計・開発管理 ・品質管理を実施する体制と高品質に向けた具体的な工夫が記載されており、提案がなされているか。 ・本事業は主管課だけでなく、移行元システム運用・保守事業者、政府共通システム連携設計・開発事業等の多くのステークホルダーが存在する。本プロジェクトを中心的に主導し、円滑に運営するための提案がなされているか。				
							うち	22	-	(イ)最適なプラットフォーム選定 ・ガバメントクラウド及びGSS接続の技術要件を鑑み、本事業における最適なプラットフォームの選定及びその理由が明確に提案されているか。 ・本システムにおける将来的な他手続の実装を見据えた拡張容易性かつ汎用的なプラットフォームの選定において提案がなされているか。				
							うち	22	-	(ウ)業務アプリケーション開発 ・要件定義書及び別添資料を理解した業務機能を実装するための具体的な提案がなされているか。 ・本システム連携予定の政府共通システムの理解と活用を意図した、業務アプリケーション開発手法の提案がなされているか。 ・将来の拡張を見据えたアプリケーション開発についての言及があるか。 ・品質を保証するための効果的なテスト手法に関する提案がなされているか。				
							うち	22	-	(エ)環境設計・構築 ・ガバメントクラウドの技術要求を理解し、本システムの業務機能に最適なシステム構成に関する提案がなされているか。 ・品質を保証するための効果的なテスト手法に関する提案がなされているか。 ・安定かつ効率的な運用・保守を遂行するための運用・保守設計等の具体的な工夫があるか。 ・データベースのアクセス権限等も含めたシステム全体としての高セキュリティを構築・維持するための具体的な提案があるか。				
							うち	32	-	(オ)新技術の導入及び利活用の提案 ・(イ)で選定したクラウドサービスプロバイダーが提供するAIサービス、BIサービス等の技術を利用した提案がなされているか。 ・将来的にAIサービス等を活用し本システムに関わる行政事務や政策立案及び行政サービス等への具体的な提案があるか。 ・本システムの中長期的な業務スコープの拡大等、将来像についての提案があるか。				

評価項目一覧－提案要求事項－

提案書の目次		評価区分	得点配分				評価の観点			提案書 ページ番号
			合計	基礎点	加点	減点	基礎点	加点	減点	
提案要求事項										
2. 組織の経験・能力等										
2.1	組織としての事業実施能力	必須	1	1	－	・事業を行う上で適切な財政基盤、経理処理能力を有しているか。 ・品質マネジメントシステムに係る(ア)または(イ)の条件を満たしているか。 (ア)品質マネジメントシステムの規格である「JIS Q 9001」又は「ISO9001」 (登録活動範囲が情報処理に関するもの)の認定を有しているか。 (イ)上記と同等の品質管理手順及び体制が明確化された品質マネジメントシステムを有しているか。				
		必須	1	1	－	・情報セキュリティに係る(ア)～(ウ)のいずれかの条件を満たすことを疎明する資料が提出されていること。 (ア)情報セキュリティ実施基準である「JIS Q 27001」、「ISO/IEC27001」又は「ISMS」の認証を有していること。 (イ)一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマーク制度の認定を受けているか、又は同等の個人情報保護のマネジメントシステムを確立していること。 (ウ)個人情報情報を扱うシステムのセキュリティ体制が適切であることを第三者機関に認定された事業者であること。				
		必須	1	1	－	・政府機関の情報システムにおける運用及び保守作業の委託等実績があること。 過去5年以内に、本業務と同種の業務、あるいは類似業務について、直接、委託、実施した実績。 同規模(利用者数約100人以上)及びそれ以上の政府情報システムにおける設計・開発実績。				
2.2	事業実施体制	必須	21	1	－	・以下の条件を満たすこと。 ア 過去3年以内に政府機関の情報システムにおける設計・開発事業の委託等実績があること。 イ ガバナメントクラウド上でのシステム設計・開発及び構築実績があること。 ウ GSSをはじめとした政府共通ネットワークに接続する環境構築及び設計・開発の実績があること。 エ 政府共通システム(電子決済システム、職員認証サービス、歳入金電子納付システム(e-Gov連携)、政府認証基盤)連携の設計・開発の実績があること。 オ プロジェクト担当者がマイナンバーカードを取得していること。				
						・事業を遂行するにあたり、管理者は(ア)及び(イ)の経験を有すること。 (ア)システムエンジニアとしての経験を10年以上有すること。 (イ)プロジェクト管理に関する次のいずれか又は相当する資格を有すること。 ・情報処理技術者試験 プロジェクトマネージャ(経済産業省) ・プロジェクト・マネジメント・プロフェッショナル(PMI) ・情報処理技術者試験 応用情報技術者(経済産業省)及び取得後の実務経験5年以上				
						・事業を遂行するにあたり、担当者に政府機関のシステム開発プロジェクトを担った経験を3年以上有するものを必ず一名以上配置すること。また、設計・開発委員は、以下の要件のいずれかを有するものを必ず一名以上配置すること。 ・AWS 認定 ソリューションアーキテクト・プロフェッショナル ・AWS 認定 DevOps エンジニア・プロフェッショナル ・Azure ソリューションアーキテクト エクスパート				
						・情報セキュリティ管理者として、以下の要件の全てを満たすものを最低1名本事業に配置すること。 ・以下の資格相当を有する者。 経済産業大臣認定「情報処理安全確保支援士」 ・情報システムのセキュリティ関連業務の実務経験を36か月以上有する者。				
						・事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理について、再委託(委託業務の一部を第三者に委託すること)をいい、請負その他委託の形式を問わない、以下同じ。)を行っていないか。 ・総額に対する再委託の割合が50%を超えないか。超える場合は、相当な理由があるか(「再委託費率が50%を超える理由書」を作成し提出すること)。 ※グループ企業(委託事業事務処理マニュアル3ページに記載のグループ企業をいう。)との取引であることのみを選定理由とする再委託(再々委託及びそれ以下の委託を含む)は認めない。				
					20	・事業の実施体制及び役割が、実施内容と整合しているか。 ・要員数、体制、役割分担が明確にされているか。 ・事業を遂行可能な人数が確保されているか。				
					うち 10	－	・円滑な事業遂行のための人員補助体制が組まれているか。 ・当省からの要望等に迅速・柔軟に対応できる体制が整っているか。			
					うち 10	－	・優れた管理体制となっているか。			

評価項目一覧～提案要求事項～

提案書の目次		評価区分	得点配分				評価の観点			提案書 ページ番号
提案要求事項			合計	基礎点	加点	減点	基礎点	加点	減点	
2.3 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、次世代育成支援対策推進法、青少年の雇用の促進等に関する法律等に基づく認定等の状況) ※複数の認定等が該当する場合、最も配点が高い区分により加点。	任意	10	—	10			・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定(えるぼし認定企業) 1段階目(※1)4点 2段階目(※1)6点 3段階目(※1)8点 プラチナえるぼし10点 行動計画(※2)2点 ※1 労働時間の働き方に係る基準を満たすこと。 ※2 常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)。	・次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定(くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業) ○くるみん(平成29年3月31日までの基準)4点 ○くるみん(平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準)6点 ○くるみん(令和4年4月1日以降の基準)6点 ○トライくるみん 6点 ○プラチナくるみん 10点		
2.4 マイナンバーカードの利活用等に関する指標	任意	10	—	10			・電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(公的個人認証法)第17条第1項4号、5号若しくは6号の規定に該当する事業者であって、同条第4項に規定する取決めに地方公共団体情報システム機構と締結した者又は同法施行規則第29条第1項に規定する総務大臣の認定を受けたものとみなされた事業者 2点 * 1 上記のうち、複数の規定に該当する場合も、2点とすること。 ・官民データ活用推進基本法第10条第2項に規定する電子情報処理組織を使用して入札に参加する事業者であって、公的個人認証法第3条第1項に定める署名用電子証明書又は第22条に定める利用者証明用電子証明書をを用いて入札に参加する事業者(マイナンバーカードを用いて入札に参加した事業者) 4点 ・上記いずれも該当する事業者 6点			
2.5 賃上げの実施表明(注1)	任意	10	—	10	12		以下のどちらかを入札者が満たすこと。 ① 入札者の事業年度において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額」(※1)を[大企業:3%・中小企業:1.5%]以上増加させる旨を従業員に表明していること。 ② 暦年において、対前年比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額」(※1)を[大企業:3%・中小企業:1.5%]以上増加させる旨を従業員に表明していること。 ※1 中小企業等においては、「給与総額」とする。 ※2 中小企業等とは、法人税法(昭和40年法律第34号)第66条第2項、第3項及び第6項に規定される、資本金等の額等が1億円以下であるもの又は資本等を有しない普通法人等をいう。 ※3 詳細については資料番号16「従業員への賃金引き上げ計画の表明書」(別紙2)の参考資料を参照すること。		・過去にいずれかの省庁について入札時に賃上げの実施表明を行ったにも関わらず賃上げ基準に達していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱している場合(※) ※財務省から当省宛に減点対象企業、減点対象期間などの通知を受理するため、通知された内容に合致する際に当該加点割合より大きな割合を減点	
2.6 デジタル・スタートアップ	任意	10	—	10			次の要件を全て満たす事業者であること ① 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者(みなし大企業(注2)を除く)であること。 ② 設立から10年未満であること。 ③ 情報システムに関連した先進技術やアイデアをもって当該事業に主体的に取り組み、今回の調達を実績として今後事業拡大することが期待できる事業者であること。			

評価項目一覧－提案要求事項－												
提案書の目次		評価区分	得点配分				評価の観点					提案書 ページ番号
			合計	基礎点	加点	減点	基礎点	加点	減点			
提案要求事項	基礎点									加点	減点	
3. 業務従事者の経験・能力												
3.1	類似事業の経験、事業に関する知見・知識・専門性等	必須	10	1	9		・本事業に関する知見・知識・ノウハウ等があるか。	・本事業に関連する人的ネットワークを持っているか。				
		合計	300	11	289	12						

評価項目一覧－提案要求事項－の補足説明（〔注〕の項目）

（注1）
賞上げ実績の確認に当たっては、当該事業者により表明された内容を踏まえて、事業年度等終了後に作成される「法人事業概況説明書」等の提出をもって行います。そのため、確認のため必要な書類は速やかに提出してください。
なお、「法人事業概況説明書」については事業者等の事業年度終了後2ヶ月以内、「給与所得の源泉徴収等の法定調書合計表」においては毎年1月31日までに作成されることとなりますので、原則として同じ期間内に提出してください。所定の書類をそれぞれの期限内に提出しない場合は、「賞上げが未実行な者」と同様の措置を行うこととします。

評価項目 確認方法
（イ）事業年度により賞上げを表明した場合
賞上げを表明した年度とその前年度の「法人事業概況説明書」の「10主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額（以下「合計額」という。）を「4期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額を比較し、表明書で示した率を満たしているか
（ロ）暦年により賞上げを表明した場合
「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の「1給与所得の源泉徴収票合計表（375）」の「A俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額により比較し、表明書で示した率を満たしているか
なお、落札者が賞上げ実施表明による加点を受けていない企業である場合には実績確認は行わないこととします。

※1 中小企業等にあつては、上記の比較をすべき金額は、（イ）の場合は「法人事業概況説明書」の「合計額」と、（ロ）の場合は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の「支払金額」とします。
※2 上記以外の書類等にて賞上げ実績について確認を要する場合は、税理士又は公認会計士等の第三者により、上記基準と同等の賞上げ実績を確認することができる書類と認められた書類等（第三者評価の事実を証明する書類等：（例）公認会計士等の事務所の署名がある書類）の提出をもって上記書類に代えることとします。
※3 事業期間中に当該事業者より表明した内容を実行できない旨が、何らかの形で意思表示された場合、賞上げ実績の確認は行わないこととします。

（注2）
「みなし大企業」の要件は、次のいずれかに該当する者とする。
・発行済株式の総数又は出資価額の2分の1以上が同一の大企業（中小企業者でない企業を言う。以下同じ。）の所有に属している中小企業者
・発行済株式の総数又は出資価額の3分の2以上が複数の大企業の所有に属している中小企業者
・大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1を占めている中小企業者

評価項目一覧 - 添付資料 -

提案書の目次				提案 の 要 否	提案書 ページ 番号
大項目	中項目	小項目	資料内容		
4	添付資料				
	4.1.	事業実施に係る工数	・事業実施に必要な工数の明細(工数の明細のみを記載すること(金額は記載不要))	必須	
	4.2.	実施体制及び担当者略歴	・本調達履行のための体制図 (機密性3以上の情報等を扱う事業の場合に追加) ・各業務従事者の略歴(氏名、所属、役職、学歴、職歴、業務経験、研修実績その他経歴、専門的知識その他の知見、母語及び外国語能力、国籍等)(注) (機密性3以上の情報等を扱う事業以外で機密性1でない情報等を取り扱う場合に追加) ・各業務従事者の氏名、所属、役職、業務経験、その他略歴(学歴、職歴、研修実績その他経歴、専門的知識その他の知見、母語及び外国語能力、国籍等のいずれかから原課で任意に設定)	必須	
	4.3.	組織としての実績	・官公庁における、本領域の実績 ・官公庁以外も含めた、本領域における実績	任意	
	4.4.	マイナンバーカードの利活用等に関する指標 (電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(公的個人認証法)第17条第1項4号、5号又は6号の規定に該当する事業者であって、同項柱書に規定する届出を地方公共団体情報システム機構に対して行った者若しくは同法施行規則第29条第1項に規定する総務大臣の認定を受けたものとみなされた事業者)	公的個人認証法第17条第1項第4号に該当する事業者 ・電子署名法第4条第1項に基づく総務大臣、法務大臣及び経済産業大臣の認定書の写し ・J-LISと締結した協定書の写し 公的個人認証法第17条第1項第5号に該当する事業者 ・公的個人認証法第17条第1項第5号に基づく総務大臣の認定書(別添3)又は同条第2項に基づく総務大臣の更新認定書の写し ・J-LISと締結した協定書の写し 公的個人認証法第17条第1項第6号に該当する事業者 ・公的個人認証法第17条第1項第6号に基づく総務大臣の認定書(別添5)又は同条第2項に基づく総務大臣の更新認定書の写し ・J-LISと締結した協定書の写し 公的個人認証法施行規則第29条第1項に該当する電子署名等確認業務委託者 ・公的個人認証法第17条第1項第6号に該当する事業者との間で結んだ電子署名等確認業務の委託に係る契約書の写し	任意	
	4.5.	中小企業等であることの証明	・直近の法人税申告書別表1 ※(様式8)従業員への賃金引き上げ計画の表明書(中小企業用)を提出する場合のみ	必須	
	4.6.	デジタル・スタートアップとしての要件の全てを満たす事業者であることの証明	・デジタル・スタートアップに該当する事業者 ※(様式9)デジタル・スタートアップとしての要件の全てを満たす事業者であることの説明書を提出する場合のみ	必須	

評価項目一覧 - 添付資料 - の補足説明((注)の項目)

業務遂行能力の基礎情報として必要なため、氏名、所属、役職、学歴、職歴、業務経験、研修実績その他経歴、専門的知識その他の知見、母語及び外国語能力、国籍については必ず明記してください。

デジタル・スタートアップとしての要件の全てを満たす事業者であることの
説明書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
経済産業省大臣官房会計課長 殿

住 所
商 号 又 は 名 称
代 表 者 氏 名

入札公告のあった入札件名「令和6年度〇〇事業」に関し、デジタル・スタートアップとしての要件の全てを満たす事業者であることを、以下のとおり説明します。

①中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者である。	中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項第__号に規定する中小企業者である。 資本金： 円 従業員数： 人
②設立から10年未満である。	設立年月日： 年 月 日 ※1
③情報システムに関連した先進技術やアイデアをもって当該事業に主体的に取り組む、今回の調達を実績として今後事業拡大することが期待できる事業者である。	※2

- ※1 入札公告の日において10年未満であることを証明する資料を併せて提出すること。
- ※2 どのような技術をもって当該事業に主体的に取り組もうとしているのか、今回の調達を受注した場合、今後の事業拡大にどのようにつながるのかについて、経営理念や社会課題(政策課題)への取組状況にも触れながら説明すること。なお、J-startupに選定されている者、SBIR制度の特定新技術補助金等の各省各庁におけるスタートアップ支援の補助金を受けている者、株式会社産業革新投資機構の支援対象事業者又は当該支店対象事業者の出資先事業者等、他の国及び自治体等における事業においてスタートアップと認められている者は、その旨を確認できる資料を提出することにより上記説明を簡素化又は省略することができるものとする。